別紙１

世田谷区地域保健医療福祉総合計画（後期計画）の策定について（概要）

令和８年１１月
保健福祉政策部
保健福祉政策課

目次　世田谷区地域保健医療福祉総合計画（後期計画）策定に向けた検討

章	項目	スライド番号
Ⅰ　後期計画策定にあたって	1　後期計画策定の趣旨	3
	2　計画の位置付け	4～7
Ⅱ　地域福祉を推進する基本的な考え方	1　地域福祉推進の基本方針	8
	2　地域福祉推進の視点（区の視点）	9～10
	3　基本目標（今後の施策を展開する２つの柱）	11～13
	4　施策体系	14
Ⅲ　後期計画策定の方向性	1　地域福祉に関する国の動き	15
	2　後期計画策定の方向性	16
Ⅳ　策定体制	1　策定体制	17
Ⅴ　スケジュール	1　後期計画策定スケジュール（予定）	18

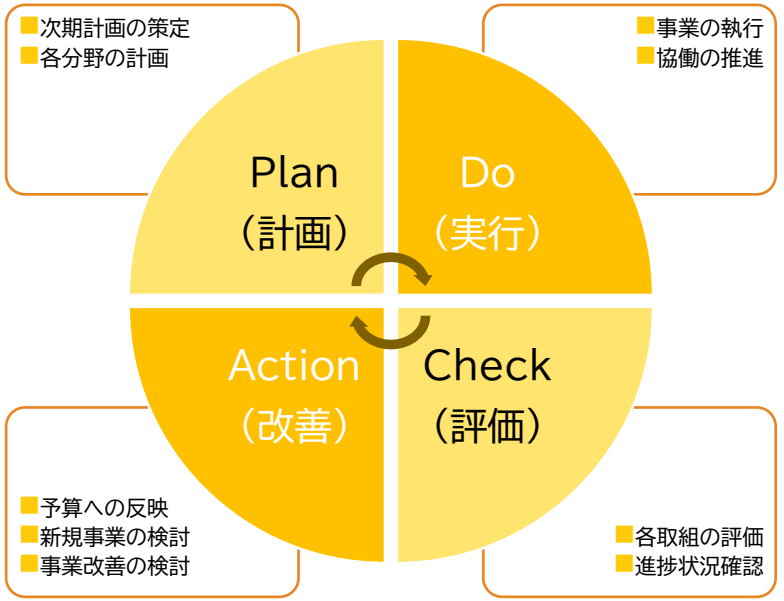
Ⅰ　後期計画策定にあたって

1　後期計画策定の趣旨

令和６年度（２０２４年度）からの８年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定した。本計画は、「誰一人取り残さない　世田谷をつくろう」を基本方針に据えた、保健医療福祉分野の計画を貫く基本的・横断的な施策の方向を示す計画となっている。また世田谷区基本計画の示す方向性及び具体的な取組みを定めた実施計画も踏まえ策定している。実施計画の振り返りとあわせ、中間年での見直しを実施することで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画としている。

推進施策の進捗を管理・評価するための指標として、各推進施策の令和６年度（２０２４年度）から令和９年度（２０２７年度）までのアウトプット指標（取組みの行動量）とアウトカム指標（取組みの成果指標）を設定している。

計画策定後の社会状況の変化を反映するとともに、令和１０年度以降の行動量と成果指標を中心に見直しを行っていく。



Ⅰ　後期計画策定にあたって

2　計画の位置付け

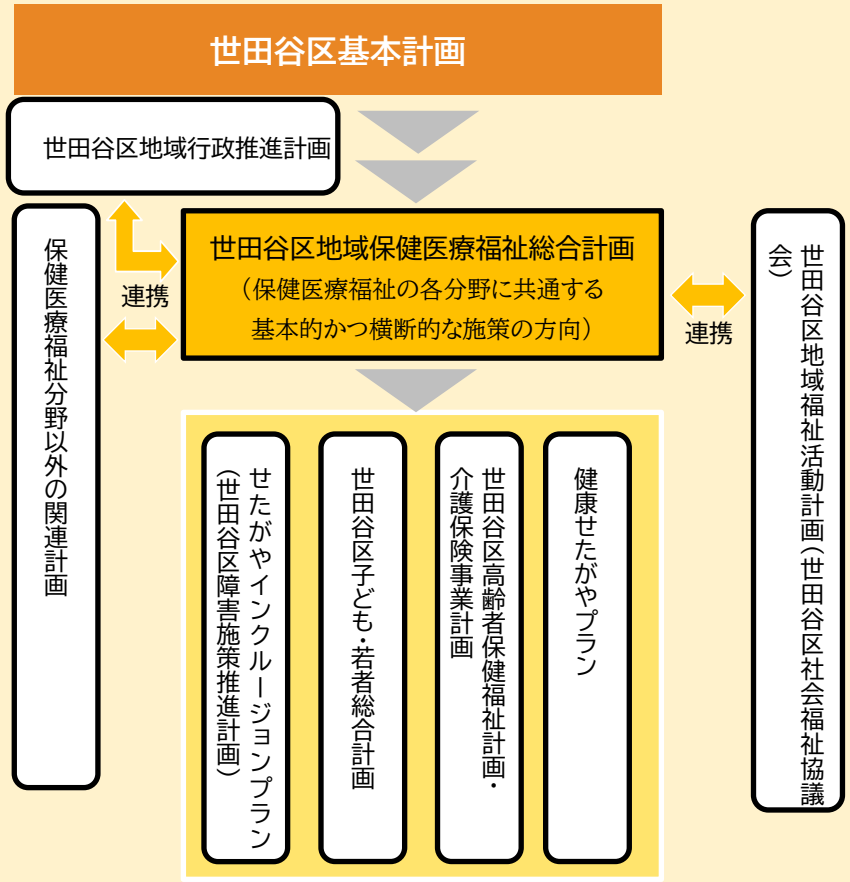
（１）根拠となる法律・条例等

●社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」
●世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」
●世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」
●高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画
●東京都の地域福祉支援計画を踏まえた計画
●東京都の保健医療計画を踏まえ、医療と保健、福祉との連携の方向性を示す計画
●社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する
●成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含する
●再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含する

2　計画の位置付け

（2）計画の役割、諸計画との関連

本計画は、区政の基本的な指針である「世田谷区基本計画」で示されたまちづくりの方向性を踏まえ、保健医療福祉の各分野に共通する基本的かつ横断的な施策の方向を示している。



（3）計画期間

計画期間は令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間。中間年での見直しを図ることで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画する。

計画名	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度
世田谷区基本計画	令和6～13年度（2024～2031年度） 前期4年 → 中間見直し → 後期4年							
世田谷区地域行政推進計画	令和6～9年度（2024～2027年度）				令和10年度（2028年度）以降も策定予定 →			
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	令和6～13年度（2024～2031年度） 前期4年 → 中間見直し → 後期4年							
せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―	令和6～8年度（2024～2026年度）			令和9～11年度（2027～2029年度）			→	
世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第9期 令和6～8年度（2024～2026年度）			第10期 令和9～11年度（2027～2029年度）			令和12年度以降も策定予定 →	
世田谷区子ども・若者総合計画	第2期	第3期 令和7～16年度（2025～2034年度）						
健康せたがやプラン	第3次 令和6～13年度（2024～2031年度）							
（参考）世田谷区社会福祉協議会「世田谷区地域福祉活動計画」		第4次 令和7～14年度（2025～2032年度）						

2　計画の位置付け

（４）世田谷区基本計画（令和６年度～令和１３年度）

令和６年度（2024年度）を初年度とする８年間の新たな基本計画を策定した。基本計画では、区政が目指すべき方向性をはじめ、計画の理念や重点政策等を示すとともに、基本計画に定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画である実施計画を一体化している。基本計画との整合を図りながら、実施計画に掲げる事業をはじめ、保健医療福祉分野における様々な取組みを本計画において具体化している。

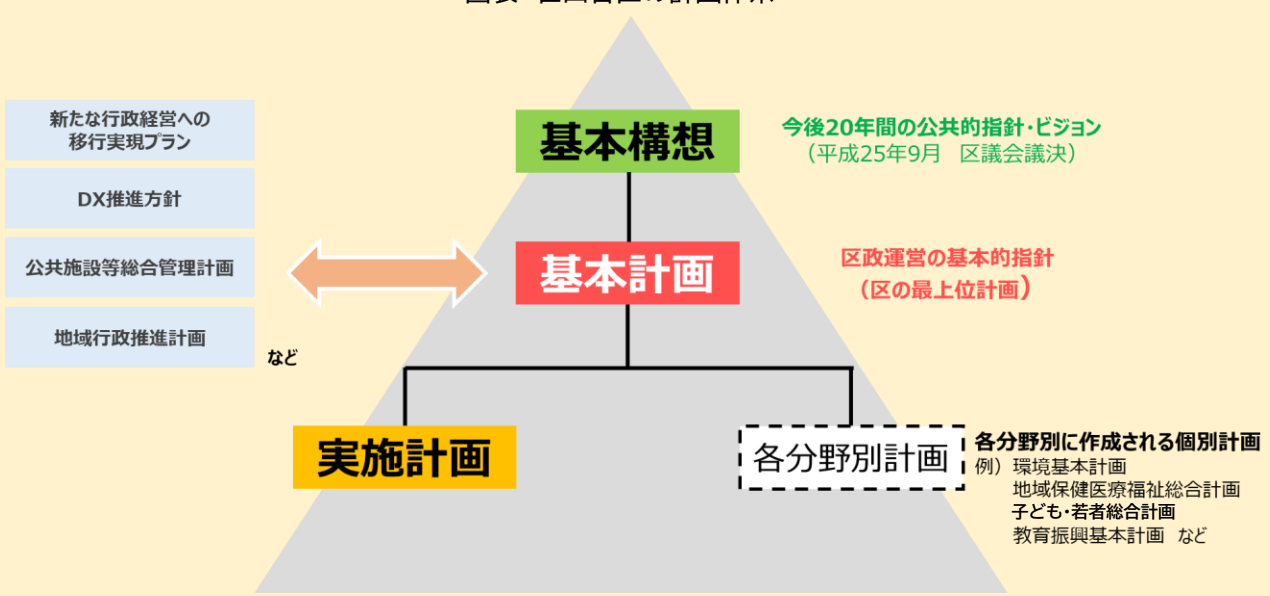
区政が目指すべき方向性

「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」

基本計画の理念

参加と協働を基盤とする	参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とします。また、区民の主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
区民の生命と健康を守る	生命と健康を守ることは、自治体として最優先の課題であり、引き続き全力で積極的に取り組み、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点に配慮します。
子ども・若者を中心に据える	子ども・若者を地域を一緒に創っていく主体として明確に位置づけ、参加しやすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考えます。
多様性を尊重し活かす	異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、年齢、性別、LGBTQ*などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ*、国籍、文化の違いや障害の有無などから、価値観や家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていきます。
地区・地域の特性を踏まえる	各地区や地域の特性・課題などを十分考慮し、それぞれの区民ニーズを的確に捉えて政策、施策を組み立てます。
日常生活と災害対策・環境対策を結びつける	日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考え、政策、施策を組み立てます。

図表　世田谷区の計画体系



2　計画の位置付け

（５）地域行政推進条例・地域行政推進計画

　令和４年（2022年）、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定め、区が区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するため地域行政推進条例を制定した。

　条例に基づく、地域行政推進計画（令和６年度～９年度）では、世田谷区基本計画における基本方針のうちの「参加と協働を基盤とする」「地域・地区の特性を踏まえる」を理念とし、条例に掲げる基本方針の下で、次の７つの事項を地域行政の基盤とし、具体の取組みを推進している。

＜地域行政の基盤＞

（１）地区・地域課題の解決　（２）多様なコミュニティづくりと区民参加の推進

（３）地域福祉の推進（地域包括ケアの地区展開の充実）　（４）地域防災力の向上

（５）安全で魅力的な街づくり　（６）行政サービスの向上　（７）地域行政の運営体制の充実

総合計画と関連の深い「（３）地域福祉の推進」の基本となる考え方は以下のとおりであり、総合計画と整合を図りながら地域行政を推進する。

◇地域福祉の推進（地域包括ケアの地区展開の充実）

　高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など困りごとを抱えた全ての区民を対象として、医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援の5つの要素が一体的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムについて、今後、多様化するニーズに応えるため、区民のライフステージやライフスタイルに大きく関わる就労、教育、社会参加、防犯・防災を新たな要素として加え、世田谷版地域包括ケアシステムの強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

　地区における四者連携（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局・児童館）を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。

Ⅱ　地域福祉を推進する基本的な考え方

1　地域福祉推進の基本方針

誰一人取り残さない　世田谷をつくろう

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症への対応、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増している。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和６年度を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画の大綱では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」とした。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、**「誰一人取り残さない　世田谷をつくろう」**を基本方針に据えた。これは、社会状況の変化等により区民の抱える困りごとも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示している。

2　地域福祉の視点（区の視点）

①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進する。
- 高齢者や障害のある方等を「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進める。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえる。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考える。

②困る前に支援につなげる地域づくり

- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進する。

③参加と協働により地域福祉を推進する

- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげる。
- 区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指す。

2　地域福祉の視点（区の視点）

④先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用する。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討する。

⑤分野横断的な連携を推進する

- 教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開する。

Ⅱ　地域福祉を推進する基本的な考え方

3　基本目標（今後の施策を展開する２つの柱）

①　世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきた。

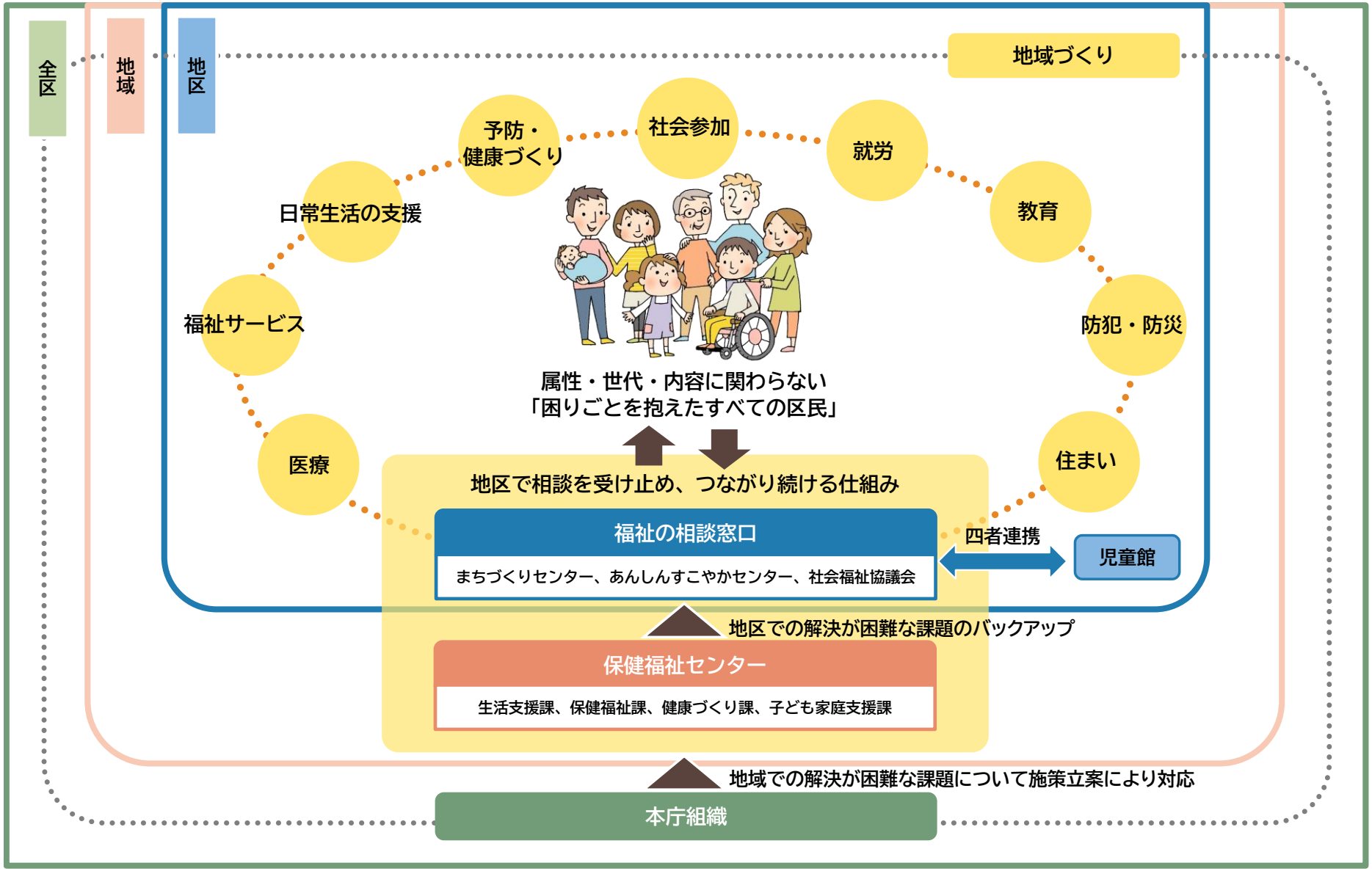
一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきている。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められている。

これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていく。

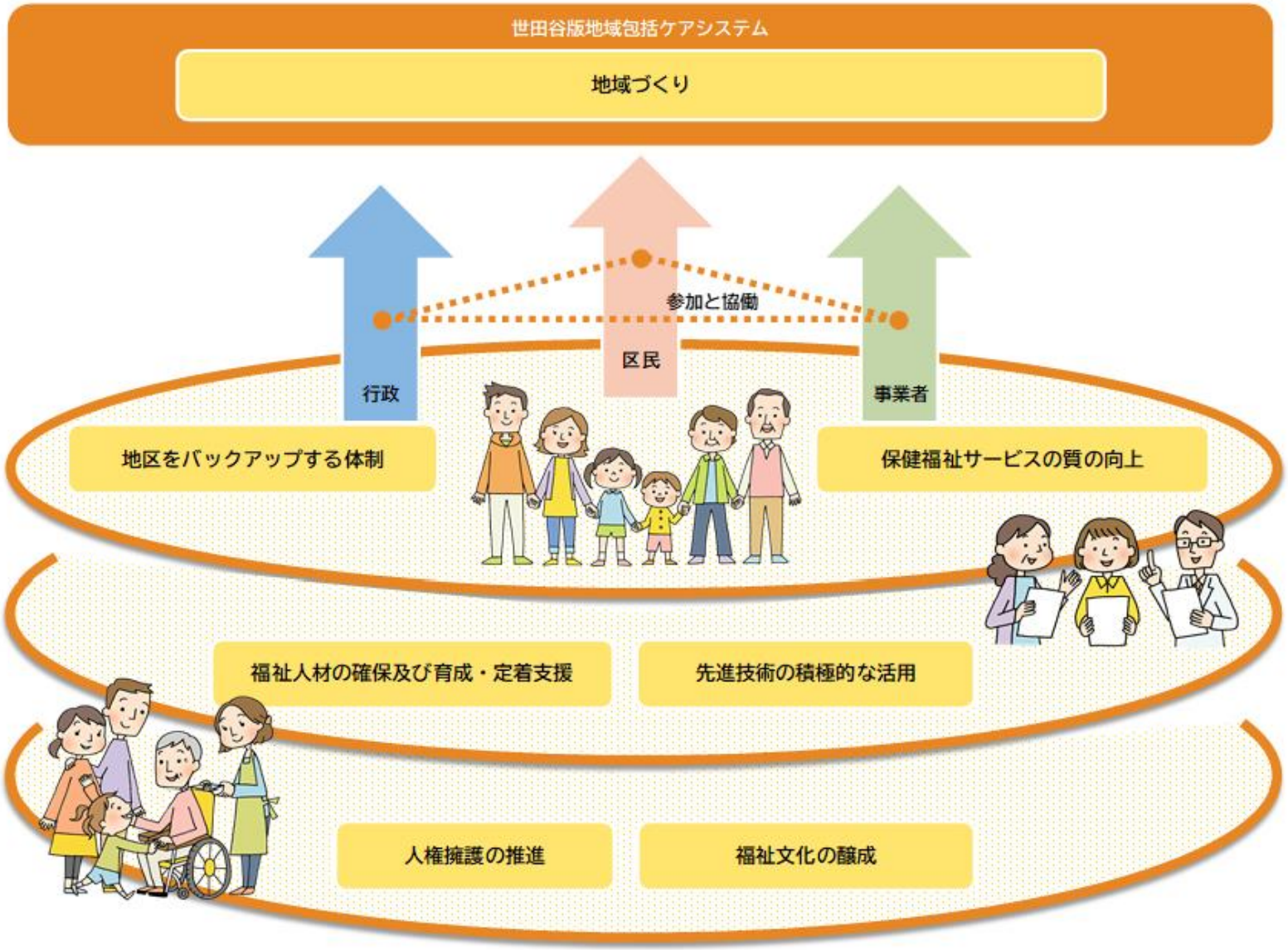
②　世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進する。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進める。

3　基本目標（今後の施策を展開する２つの柱）



3　基本目標（今後の施策を展開する２つの柱）



4　施策体系

基本方針	基本目標（今後の施策を展開する２つの柱）	推進施策
誰一人取り残さない 世田谷をつくろう	①世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	（１）地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み　－重層的支援体制整備事業－
		（２）地域生活を支える保健、医療、福祉の連携
		（３）福祉サービス
		（４）予防、健康づくり
		（５）住まい
		（６）日常生活の支援
		（７）就労
		（８）学校や教育分野と福祉分野の連携
		（９）社会参加の促進
		（10）防犯・防災
	②世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	（１）地域づくり　－重層的支援体制整備事業－
		（２）人権擁護の推進
		（３）福祉人材の確保・育成・定着
		（４）地区をバックアップする体制
		（５）先進技術の積極的な活用
		（６）保健福祉サービスの質の向上
		（７）福祉文化の醸成

Ⅲ　後期計画策定の方向性

1　地域福祉に関する国の動き

1．地域共生社会の更なる展開について（社会保障審議会福祉部会）
①包括的な支援体制整備に向けた対応
②地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

2．頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について（社会保障審議会福祉部会）
①新たな第二種社会福祉事業の創設
②中核機関の位置付け等

3．災害に備えた福祉的支援体制について（社会保障審議会福祉部会）
①平時からの連携体制の構築
②DWATの平時からの体制づくり・研修等

4．サービス需要の変化に応じた提供体制の構築（2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会）
①【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

5．人材確保・生産性向上・経営支援 等（2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会）
①テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
②都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
③大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

6．地域包括ケアシステム、医療介護連携 等（2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会）
①地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論(地域医療構想との接続)
②介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
③認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

2　後期計画策定の方向性

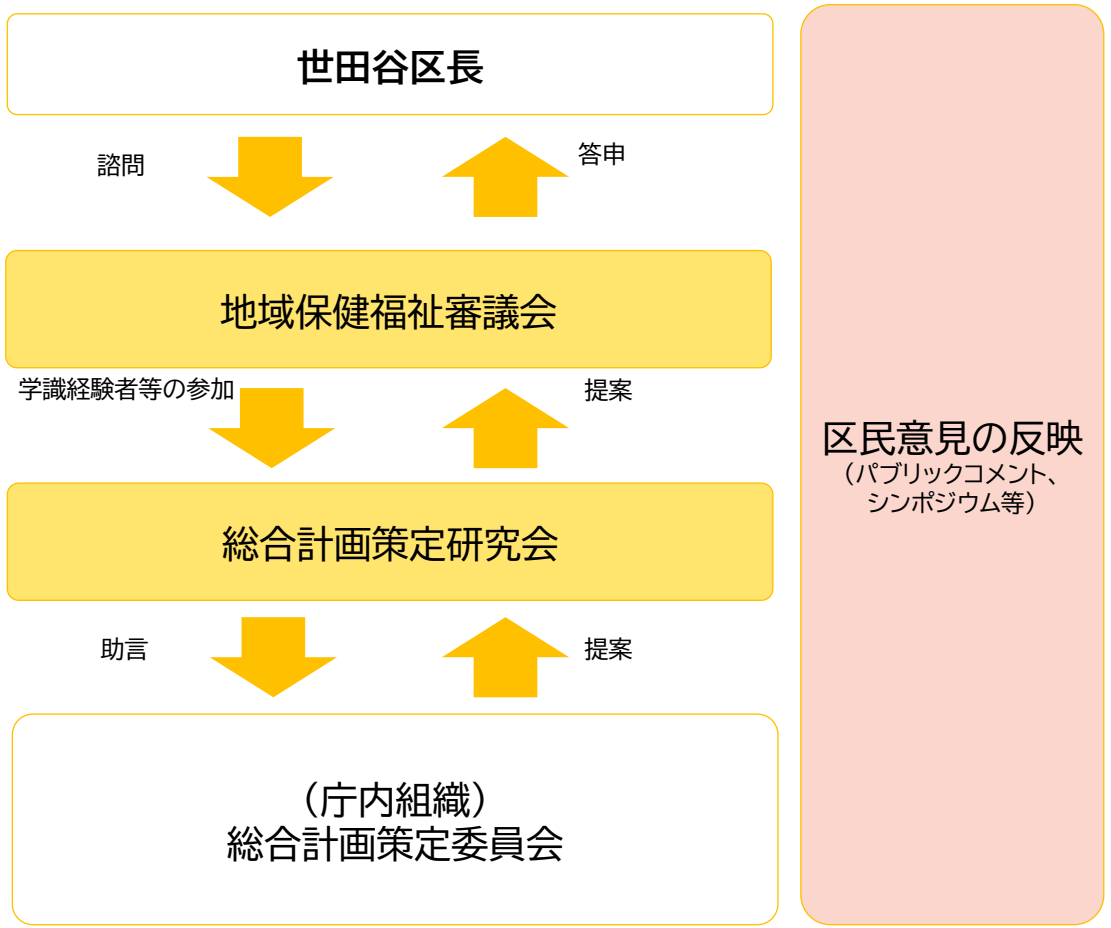
●施策を構成するアウトプット指標（取組みの行動量）とアウトカム指標（取組みの成果指標）の評価検証を検討の柱として議論を進めることとする。
●検証結果をもとに、令和１０年度以降のアウトプット指標とアウトカム指標を設定する。
●総合計画策定（令和６年３月）以後も地域共生社会への基本的な考え方等は継続されていることから、基本的な考え方や地域福祉推進の視点、基本目標、推進施策とめざす姿については現行計画を維持することとする。
●区の最上位計画である世田谷区基本計画（令和６年度～令和１３年度）は８年間の計画期間である。区としての具体的な取組みを定めた実施計画は基本計画の中間年で見直しを図ることとしている。総合計画においても、基本計画及び実施計画の改定の方向性も踏まえ後期計画を策定していく。

Ⅳ　策定体制

1　策定体制

学識経験者や関係団体等で構成する「地域保健福祉審議会」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において後期計画について検討する。また、パブリックコメント等を通して、区民の意見を後期計画に反映する。

図表　総合計画(後期計画)の策定体制



V　スケジュール

1　後期計画策定スケジュール（予定）

